

【協議第 1 号】

匝瑳市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、匝瑳市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第 1 2 条の規定に基づき、匝瑳市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第 2 条 協議会の予算は、匝瑳市の負担金、国及び県からの補助金、繰越金及びその他収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

3 協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに匝瑳市長に提出しなければならない。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、規定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により協議会の承認を得た場合には、前条第 4 項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充当）

第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、匝瑳市の例により行うものとする。

（出納及び現金の保管）

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員の中から協議会出納員を命じることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、匝瑳市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を揃え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の予算を調整し、協議会に諮るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第13条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに匝瑳市長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年 月 日から施行する。

(協議会設立年度における予算措置の特例)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第2条第2項の規定にかかわらず、協議会が設立された日から令和3年3月31日までとする。なお、令和2年4月1日から協議会が設立された日の前日までの間の歳入歳出予算に関しては、匝瑳市

の一般会計予算からの執行とすることから、協議会としての予算措置は要さないものとする。

別表第1（第4条関係）

款	項	目
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金
2. 国庫支出金	1. 国庫補助金	1. 国庫補助金
3. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入

別表第2（第4条関係）

款	項	目
1. 総務費	1. 総務費	1. 会議費
		2. 事務費
2. 事業費	1. 事業費	1. 交通計画策定事業費
3. 返還金	1. 返還金	1. 返還金